



ご存知ですか? 「

後期高齢者医療制度」

平成20年4月より
後期高齢者の
医療保険制度が
変わります

平成18年6月の健康保険法等
の改正に伴い、平成20年4月1
日から新たな「後期高齢者医療
制度」が始まります。これによ
り、後期高齢者は現在加入して
いる国保や社保（被扶養者を含
みます。）を脱退し、後期高齢者
医療制度に加入することになり
ます。

対象となる方は次の方です
平成20年4月1日現在
75歳以上の者
65歳以上75歳未満の者で、一
定の障害を持ち、広域連合長
が認めた者

茨城県後期高齢者 医療広域連合の設立

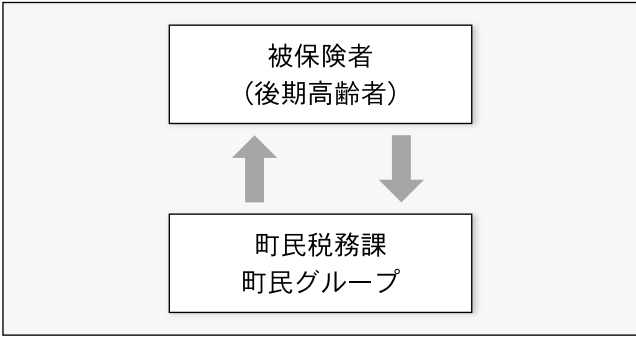
後期高齢者医療制度に関する
事務を広域にわたり処理するた
め、県内すべての市町村で組織
する「茨城県後期高齢者医療広
域連合」が設立されました。現
在、後期高齢者医療制度施行に
向けた準備に取り組んでおり、
平成19年度中に必要な事項を決
定していきます。

茨城県後期高齢者 医療広域連合の組織と 市町村との連携

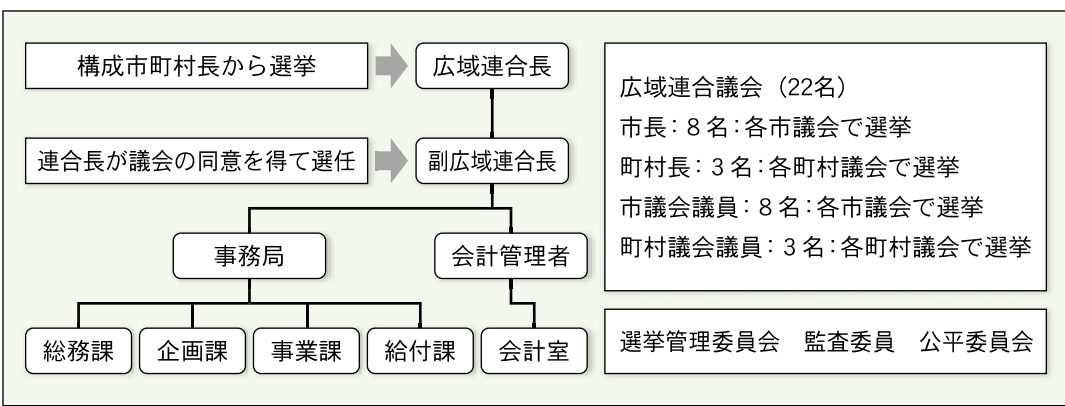
今後、後期高齢者医療制度の
内容について随時紹介していき
ます。
茨城県後期高齢者医療広域連
合は、県内すべての市町村が加
入し、後期高齢者医療に関する

事務を広域にわたり処理するた
めの「特別地方公共団体」です。
茨城県後期高齢者医療広域連合
は、後期高齢者医療制度全体の
財政を運営していく組織です。
後期高齢者の方の各種申請等
の窓口取扱いは、現在と同様に
市町村が行います。

各種申請等の窓口



〈広域連合の組織〉



お問い合わせ ・茨城県後期高齢者医療広域連合
〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオスビル1階
☎029(309)1211 FAX029(309)1126
・町民税務課 町民グループ(内線233)